

# みんなで考えよう おでかけの足

市では、平成 29 年 3 月に策定した「飯能市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域ごとに違う様々な移動に関する課題を解決するため、地域が主体となって進める新たな交通手段を導入する際に積極的な支援を行うこととしています。

この手引きでは、各地区において交通手段の組合せによる交通手段の確保するために必要となる事項や流れをまとめましたので、お住まいの地域に新たな交通手段の導入を検討する際にご活用ください。



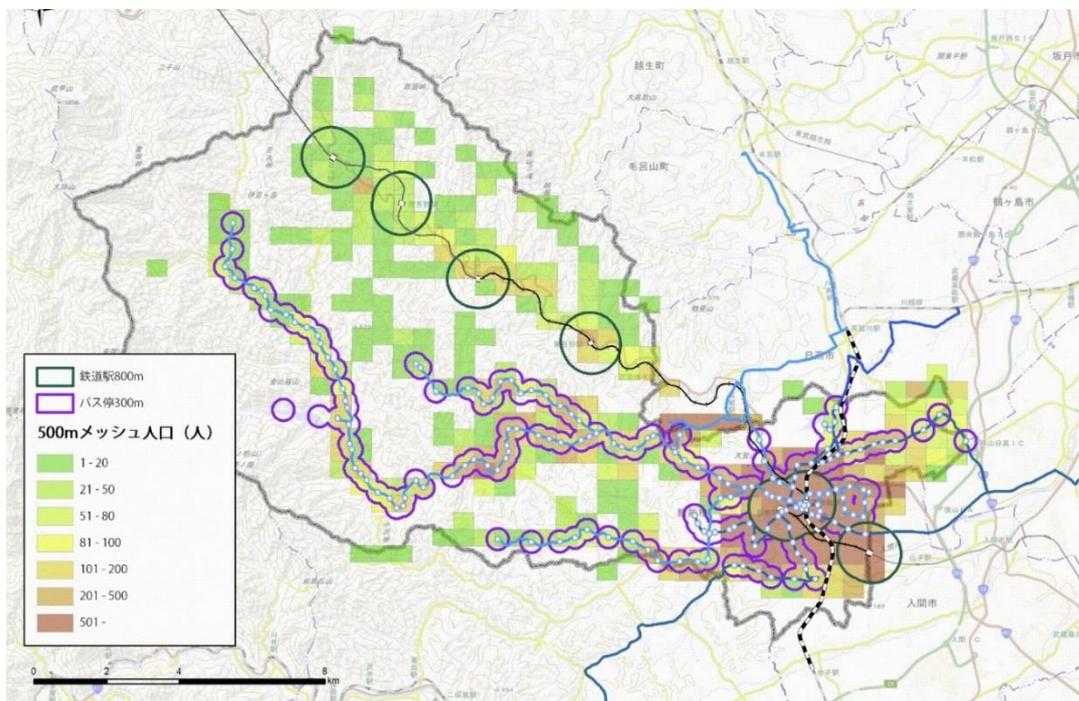
## 1 交通手段についての基本的な考え方

### 1) 新たな交通手段の導入における基本方針（飯能市地域公共交通網形成計画：H30.3 策定）

- 地域（市民）・交通事業者・市のいずれもが提案できるものとします。
- 検討にあたっては、提案者と市が協力して、検討組織を立ち上げ、市が組織の運営を支援します。検討組織において、関係者が対等・平等かつ自由な立場で議論することとします。
- 交通手段の導入に関しては、公共交通機関の維持・確保を図る観点からも既存の路線バスやタクシーの活用を基本とし、公共交通への影響を考慮した上で、乗合タクシーや貸切バスの運行、スクールバスへの混乗や企業送迎バスの活用、更には自家用有償運送、無償運送等の多様な選択肢から地域の実情に合わせて選択するものとします。
- 既存の公共交通の持続性を高めつつ、おでかけしやすくなる環境づくりに努めます。
- 運営面での持続可能な体制を構築します。また、運営に伴う費用は、受益者負担の考え方を踏まえた上で、地域、市などの関係者による協議を行い、事業計画を作成します。
- 提案や検討結果については、飯能市地域公共交通対策協議会に意見や助言を求めることとし、協議会の意見等を踏まえ、見直しや改善を行うものとします。

### 2) 公共交通によるカバー状況

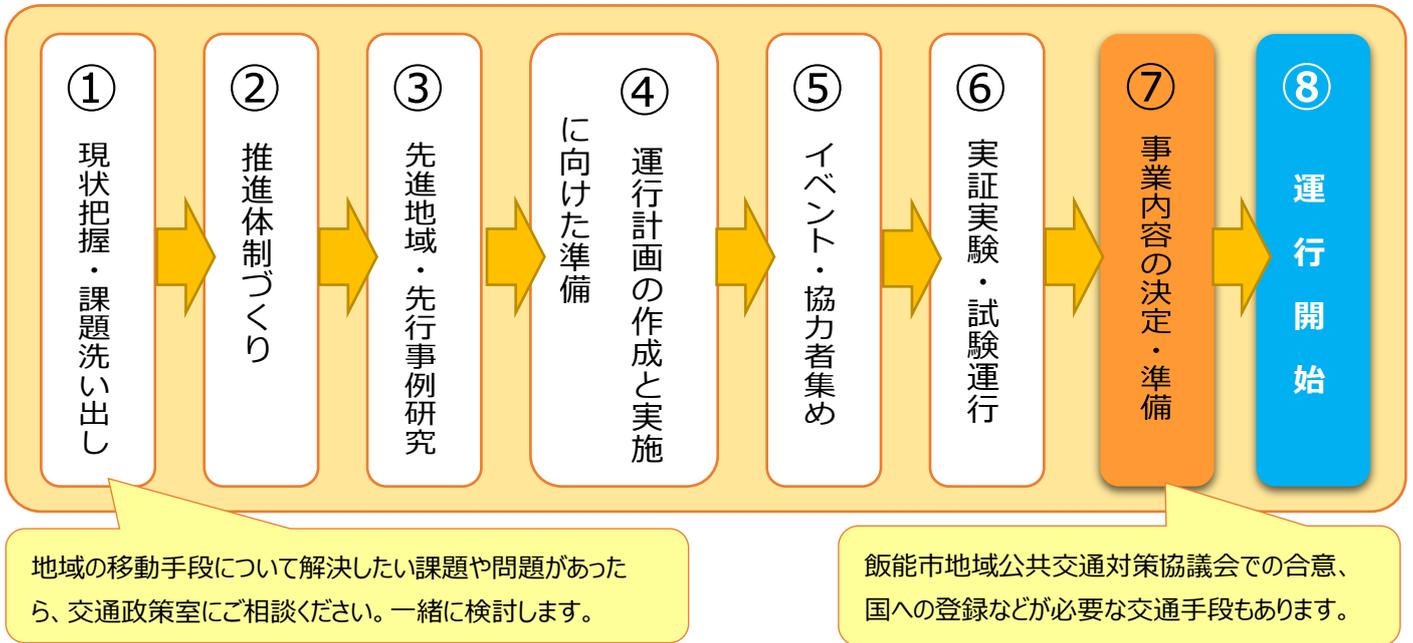
バス停から 300m、鉄道駅から 800m の範囲における人口カバー状況を整理しました。交通空白地域、交通不十分地域の存在が確認できます。また、バスが運行していても便数が少なく交通手段として日常的に利用ができない地域も存在します。



### 3) 地域主体による交通手段の導入・運行手順（基本的な流れ）

本市では、地域が必要とする交通手段について、地域が主体となって進める交通手段の導入・運行に関する取り組みを推進しています。

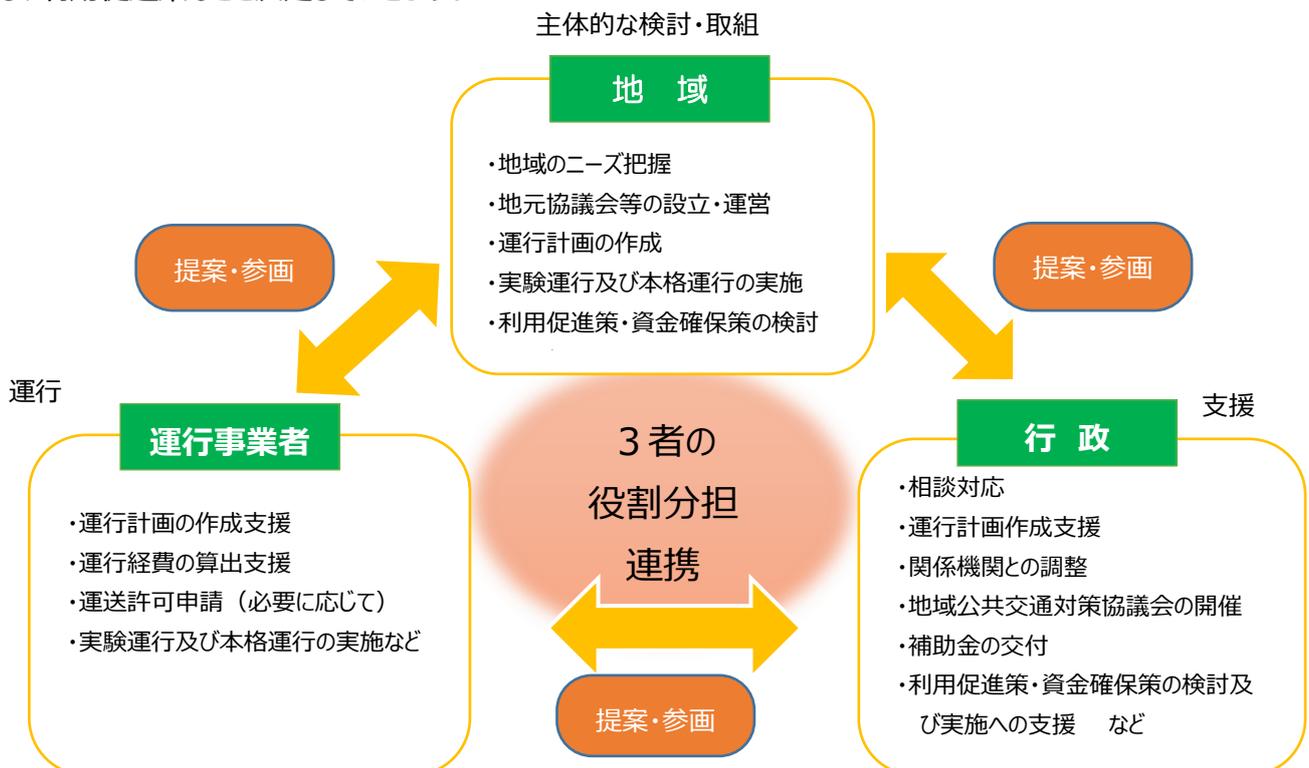
次のフローは、地域における新たな移動手段を導入・運行するための基本的な流れを示しています。地域の実状に応じて進め方が異なるため、このフローの通り進めなければならないというものではありません。



### 4) 交通手段の導入における関係者の役割分担と連携

地域が主体となり交通手段を確保する場合、煩雑な事務手続きや専門知識の習得など、様々な問題が生じてくると考えられます。このため、地域主体のもと、運行事業者、本市の3者が適切な役割分担で連携して取り組んでいくことが重要です。

こうしたことから、3者が連携して事業を運営していくために、地域（自治会、地域福祉推進組織、まちづくり関係団体、社会福祉協議会など）、交通事業者、行政などが参画する地元の協議会等を設立し、運行計画の策定や見直し、利用促進策などを決定していきます。



## 1) 道路運送法に基づく分類

緑ナンバー（道路運送法第4条許可）：旅客自動車運送事業者が有償で運行		
一般旅客自動車運送事業	a)一般乗合旅客自動車運送事業 乗合い旅客を運送する事業	・乗合バス (路線バス・高速路線バス) ・乗合タクシー
	b)一般貸切旅客自動車運送事業 一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する。	・貸切バス (観光バス、ツアーバス、 奥武蔵小学校スクールバス)
	c)一般乗用旅客自動車運送事業 一個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する。	・タクシー
緑ナンバー（道路運送法第43条許可）：旅客自動車運送事業者が有償で運行		
特定旅客自動車運送事業	特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する。	・スクールバス ・企業送迎バス ・幼稚園送迎バス 等

白ナンバー（道路運送法第79条登録）：市町村、NPO法人等が所有する車両を使って運送			
自家用有償旅客運送	市町村	市町村運営有償運送	交通空白地輸送 市町村福祉輸送（登録会員を輸送）
		※スクールバス・福祉バスへの一般混乗	
	NPO法人等 (法人格を持たない社団も含まれた。)	公共交通空白地有償運送（登録会員を輸送） H18.10.1改正 例：奥武蔵グリーンリゾート「奥武蔵らくらく交通」	
		福祉有償運送（登録会員を輸送） H18.10.1改正 例：NPO法人ぬくもり福祉会たんぼぼ「福祉有償運送」	

道路運送法の適用対象外		
無償	市町村	無償の住民バス
		スクールバス
		福祉バス（通院、高齢者等）
	NPO法人等	ボランティア運送 例）たすけあいあがの「らくだ号」
	その他	病院送迎バス、企業送迎バス、幼稚園送迎バス 量販店送迎バス

## 2) 運行形態による分類

運行形態	内容	事例
路線定期運行	路線を定めて運行し、起点、終点及び停留所の時刻設定が <b>定時</b> である。	路線バス 乗合タクシー 自家用有償運送（市町村運営）
路線不定期運行	路線を定めて運行するが、起点及び終点の時刻設定が <b>不定</b> である。	デマンド型バス、 デマンド型乗合タクシー
区域運行	決まった路線を定めず、出発時間などの一定の時間設定の中で、旅客の需要（電話予約等）に応じて乗合運送を行う。	デマンド型乗合タクシー、 自家用有償運送等

## ① バス、タクシーの活用（緑ナンバー）

## □ 乗合バス・タクシー

（路線バスやタクシーの活用が可能な地区）

車両：乗合バス車両、10人乗りワゴン車、セダン型車両  
運行料金：収受できる。

※範囲・運行頻度・運行料金は、地域の状況等により設定し地域公共交通対策協議会での合意及び運輸局の許可を得る必要がある。

## □ 貸切（チャーター）

実施主体が事業者と契約を締結し実施する。

車両：乗合バス事業者、タクシー事業者、貸切バス事業者  
運行料金：収受できない。



## ② 自家用有償旅客運送

## □ 公共交通空白地有償運送

地域公共交通対策協議会で認められた交通空白地・交通不十分地域に限る。

車両：自家用車（白ナンバー車両）

※ドライバーが所有する車両の活用も可能

※損害賠償保険への加入が条件

運行料金：収受できる。

※範囲・運行料金は、地域公共交通対策協議会において承認を得る必要がある。

運転手：国土交通大臣が認定する市町村運営有償運送等運転手講習を修了している人

例) 奥武蔵グリーンリゾート「らくらく交通」(吾野・東吾野)



## ③ 道路運送法における許可を要しない運送

## □ ボランティア輸送

地域団体が主体となった無償の移送サービス

車両：自家用車（マイカー、団体所有車両、貸与車両）

運行範囲：既存の公共交通と競合しない範囲を設定

対象：登録会員

内容：サロン送迎、買い物ツアー、停留所まで等の輸送

料金：収受できない。ガソリン代実費であれば収受可能

例) たすけあいがの・・・サロン送迎、買い物ツアー

例) 原市場地区社協・・・買い物ツアー

例) なぐり広場・・・サロン送迎



## ④ その他の移動手段

## □ 社会資源の活用

## ○ スクールバスへの混乗

奥武蔵小学校のスクールバスを活用し、吾野・東吾野地区の住民が相乗りできる制度を準備中

## ○ 介護予防・日常生活支援総合事業における移動・外出支援

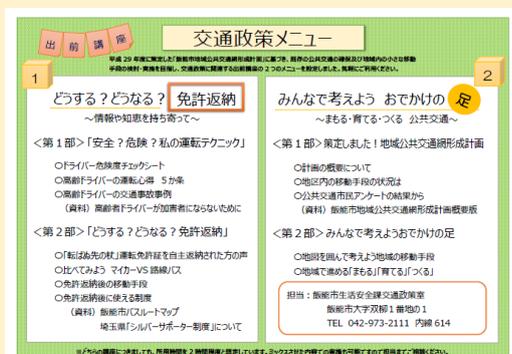
「要支援者」等の外出を地域のボランティアが支援する場合、介護保険法の「介護予防・日常生活支援総合事業」として市が支援できる仕組み

例) サポート美杉（市全域）・・・訪問 B



## ◎ 交通手段の確保に関する支援

## ○ 活用しよう「出前講座」！！



申込方法・受講申込書に必要事項を記入し、交通政策室または生涯学習課へご提出ください。

## ○ 地域住民を対象としたアンケート実施支援

地域の皆さんが主体的に実施される地域住民を対象としたアンケートについて、設問の検討、事例紹介、データ入力、データ分析等、地域の皆さんと一緒に検討し、必要な支援を行います。

## ○ 補助金の交付

「飯能市公共交通空白地有償運送支援事業補助金」

NPO 法人等が行う公共交通空白地有償運送の円滑な導入、事業運営及び運行に対し、補助金を交付します。

担当：飯能市生活安全課交通政策室

電話 042-973-2111（内線 614）E-mail kotsu@city.hanno.lg.jp